

感染症拡大予防ガイドライン

社会教育施設

1. 3密の回避

(1) 密閉の回避

- ①施設内の各部屋を利用する際には、長時間の滞在を避けて、窓を常時開放して利用する。
- ②窓を常時開放できない場合は、15分に1回以上、窓や出入口扉を全開にして換気を行う。

(2) 密集の回避

- ①滞在時間を出来るだけ短縮する。
- ②新たに設定した利用定員を守り、多人数が集まる状況を作らない。

(3) 密接の回避

- ①近距離での会話や発声は避けて、共有スペースで滞留をしない。
- ②休憩する際には、他の人との間隔を確保する。

2. その他の感染防止策

(1) マスクの着用

- ①職員はマスクを着用して業務を行う。
- ②入館の際には、利用者全員にマスクの着用をお願いする。

(2) 手洗い・手指消毒

- ①職員は定期的に手指を消毒する。
- ②利用者に、施設利用前後の、手洗い・手指消毒をお願いする。
- ③消毒用の資材は、施設にあるものや自前で用意したものを使用する。

(3) 体調管理

- ①職員は、業務開始前に検温・体調を確認し、発熱や軽度の風邪症状（せき、鼻水、喉の痛み）、嘔吐、下痢の症状がある場合は、出勤しない。
- ②利用者は事前に検温し、発熱や軽度の風邪症状（せき、鼻水、喉の痛み）、嘔吐、下痢の症状がある場合は、利用しない。
- ③利用者の代表者は、当日の参加者の氏名と連絡先を把握し、健康状態に注意する。

(4) 清掃・消毒

- ①複数の人が触れる場所は、利用後に消毒用資材を使用して清拭消毒を行う。（イス・机・スイッチ・ドアノブ等）

②清掃時に使用した用具の持ち手等は、使用後に消毒する。

③清掃した後は、石鹼で手を洗う。

(5) トイレ

①トイレの使用後は、必ず便器のフタを閉めてから水を流すよう表示する。

②不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は定期的に清拭消毒する。

③ハンドドライヤー、共通のタオルは禁止する。

3. 施設ごとの注意点等

(1) 緊急事態宣言の対象であった区域の在住者に対する利用制限

①5月25日の緊急事態宣言解除の際に緊急事態宣言の対象であった区域（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に在住する方の利用を制限する。